

今後の課題（再犯防止推進計画等検討会）	
1	個々の支援対象者に十分な動機付けを行い、自ら立ち直ろうとする意識を涵養した上で、それぞれが抱える課題に応じた指導・支援を充実させていく必要があること。
2	支援を必要とする者が支援にアクセスできるよう、支援を必要とする者のアクセシビリティ（アクセスの容易性）を高めていく必要があること。
3	支援へのアクセス自体が困難な者が存在するため、訪問支援等のアウトリーチ型支援を実施していく必要があること。
4	地方公共団体における再犯の防止等に向けた取組をより一層推進するため、国と地方公共団体がそれぞれ果たすべき役割を明示するとともに、国、地方公共団体、民間協力者等の連携を一層強化していく必要があること。

基本的な方向性（再犯防止推進計画等検討会）	
1	犯罪をした者等が地域社会の中で孤立することなく、生活の安定が図られるよう、個々の対象者の主体性を尊重し、それぞれが抱える課題に応じた“息の長い”支援を実現すること。
2	就労や住居の確保のための支援をより一層強化することに加え、犯罪をした者等への支援の実効性を高めるための相談拠点及び民間協力者を含めた地域の支援連携（ネットワーク）拠点を構築すること。
3	国と地方公共団体との役割分担を踏まえ、地方公共団体の主体的かつ積極的な取組を促進するとともに、国・地方公共団体・民間協力者等の連携を更に強固にすること。

基本理念（法第3条）	
1	犯罪をした者等の多くが安定した職業に就くこと及び住居を確保することができないこと等のために円滑な社会復帰をすることが困難な状況にあることを踏まえ、犯罪をした者等が、社会において孤立することなく、国民の理解と協力を得て再び社会を構成する一員となることを支援することにより、犯罪をした者等が円滑に社会に復帰することができるようにすることを旨として、講ぜられるものとする。
2	犯罪をした者等が、その特性に応じ、矯正施設（刑務所、少年刑務所、拘留所、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院をいう。以下同じ。）に収容されている間のみならず、社会に復帰した後も途切れることなく、必要な指導及び支援を受けられるよう、矯正施設における適切な収容及び処遇のための施策と職業及び住居の確保に係る支援をはじめとする円滑な社会復帰のための施策との有機的な連携を図りつつ、関係行政機関の相互の密接な連携の下に、総合的に講ぜられるものとする。
3	犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚すること及び被害者等の心情を理解すること並びに自ら社会復帰のために努力することが、再犯の防止等に重要であるとの認識の下に、講ぜられるものとする。
4	犯罪及び非行の実態、再犯の防止等に関する各般の施策の有効性等に関する調査研究の成果等を踏まえ、効果的に講ぜられるものとする。

基本方針（第一次・第二次計画）	
1	犯罪をした者等が、多様化が進む社会において孤立することなく、再び社会を構成する一員となることができるよう、あらゆる者と共に歩む「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、関係行政機関が相互に緊密な連携をしつつ、地方公共団体・民間の団体その他の関係者との緊密な連携協力をも確保し、再犯の防止等に関する施策を総合的に推進すること。
2	犯罪をした者等が、その特性に応じ、刑事司法手続のあらゆる段階において、切れ目なく、再犯を防止するために必要な指導及び支援を受けられるようにすること。
3	再犯の防止等に関する施策は、生命を奪われる、身体的・精神的苦痛を負わされる、あるいは財産的被害を負わされるといった被害に加え、それらに劣らぬ事後的な精神的苦痛・不安にさいなまれる犯罪被害者等が存在することを十分に認識して行うとともに、犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚し、犯罪被害者の心情等を理解し、自ら社会復帰のために努力することの重要性を踏まえて行うこと。
4	再犯の防止等に関する施策は、犯罪及び非行の実態、効果検証及び調査研究の成果等を踏まえ、必要に応じて再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者から意見聴取するなどして見直しを行い、社会情勢等に応じた効果的なものとする。
5	国民にとって再犯の防止等に関する施策は身近なものではないという現状を十分に認識し、更生の意欲を有する犯罪をした者等が、責任ある社会の構成員として受け入れられるよう、再犯の防止等に関する取組を、分かりやすく効果的に広報するなどして、広く国民の関心と理解が得られるものとしていくこと。

基本的施策（法第2章）	
1	特性に応じた指導及び支援等（第11条）
2	就労の支援（第12条）
3	非行少年等に対する支援（第13条）
4	就業の機会の確保等（第14条）
5	住居の確保等（第15条）
6	更生保護施設に対する援助（第16条）
7	保健医療サービス及び福祉サービスの提供（第17条）
8	関係機関における体制の整備等（第18条）
9	再犯防止関係施設の整備（第19条）
10	情報の共有、検証、調査研究の推進等（第20条）
11	社会内における適切な指導及び支援（第21条）
12	国民の理解の増進及び表彰（第22条）
13	民間の団体等に対する援助（第23条）
14	<b>地方公共団体の施策</b> 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じ、1～13に規定する施策を講ずるよう努めなければならない。

重点課題（第二次計画）	
1	就労・住居の確保等
2	保健医療・福祉サービスの利用の促進等
3	学校等と連携した修学支援の実施等
4	犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等
5	民間協力者の活動の促進等
6	地域による包摂の推進
7	再犯防止に向けた基盤の整備等

計画期間
令和5年度から令和9年度末までの5年間

施策ごとの課題	
1	就労・住居の確保等を通じた自立支援のための取組
(1)	就労の確保等
①	依然として、保護観察終了時に無職である者は少なくないこと。
②	実際に雇用された後も人間関係のトラブル等から離職してしまう者が少なくないこと。
③	職業訓練を社会復帰後の就労に結び付くものとしていく必要があるとの指摘もある。
(2)	住居の確保等
①	依然として、満期釈放者のうちの約4割が適当な帰住先が確保されないまま刑務所を出所していること。
②	出所後、更生保護施設等に入所できても、その後の地域における定住先の確保が円滑に進まない場合がある。
2	保健医療・福祉サービスの利用の促進等のための取組
(1)	高齢者又は障害のある者等への支援等
①	高齢者や知的障害、精神障害のある者等、福祉的ニーズを抱える者をよりの確に把握していく必要があること。
②	福祉的支援が必要であるにもかかわらず、本人が希望しないことを理由に支援が実施できない場合があること。
③	支援の充実に向け、刑事司法関係機関、地域生活定着支援センター、地方公共団体、地域の保健医療・福祉関係機関等の更なる連携強化を図る必要があること。
(2)	薬物依存の問題を抱える者への支援等
①	薬物依存の問題を抱える者等への相談支援や治療等に携わる人材・機関は、いまだ十分とはいえない状況にある。

施策ごとの課題	
(2)	薬物依存の問題を抱える者への支援等
②	薬物事犯保護観察対象者のうち保健医療機関等で治療・支援を受けた者の割合は低調に推移している。
③	大麻事犯の検挙人員が8年連続で増加し、その約7割を30歳未満の者が占めるなど、若年者を中心とした大麻の乱用が拡大している。
3	学校等と連携した修学支援の実施等のための取組
(1)	学校等と連携した修学支援の実施等
①	依然として、少年院出所時に復学・進学を希望している者のうち、約7割は復学をしない者等の特性に応じた効果的な指導の実施等のための取組
(1)	特性に応じた効果的な指導の実施等
①	矯正施設及び保護観察所におけるアセスメント内容等の関係機関への有機的な引継ぎが必ずしも十分とはいえないこと。
②	刑事司法手続を離れた者が地域社会で特性に応じた支援を受けることができる体制が十分に整っているとはいえないこと。
5	民間協力者の活動の促進等のための取組
①	より多くの民間協力者に再犯の防止等に向けた取組に参画してもらえるよう、新たな民間協力者の開拓も含め、積極的な働き掛けを行っていく必要がある。
②	民間協力者が、“息の長い”支援を行う上で極めて重要な社会資源であることを踏まえ、民間協力者との連携を一層強化していく必要がある。

施策ごとの課題	
③	保護司については、担い手の確保が年々困難となり、高齢化も進んでいる。その背景として、地域社会における人間関係の希薄化といった社会環境の変化に加え、保護司活動に伴う不安や負担が大きいこと。
6	地域による包摂を推進するための取組
①	再犯防止分野において国と地方公共団体が担うべき具体的役割が必ずしも明確とはいえない面もあり、再犯の防止等に関する地方公共団体の理解や施策の実施状況には依然として地域差が認められること。
②	地方公共団体は再犯の防止等に関する知見・ノウハウ・情報に乏しく、国において、これらを提供するなどの支援をしていく必要があること。
③	支援へのアクセシビリティを確保するという観点から、地域社会における関係機関や民間協力者等との連携を更に強化していく必要があること。
7	再犯防止に向けた基盤の整備等のための取組
	具体的課題の提示なし

施策の方向性	
1	就労・住居の確保等を通じた自立支援のための取組
(1)	就労の確保等
①	適切な職業マッチングを促進するための多様な業種の協力雇用主の開拓、寄り添い型の就職・職場定着支援、コミュニケーションスキルやビジネスマナーといった就労やその継続に必要な知識・技能の習得、社会復帰後の自立や就労を見据えた職業訓練・刑務作業の実施等を更に充実させる必要がある。
(2)	住居の確保等
①	矯正施設在所中の生活環境の調整の充実や更生保護施設等の受入れ・処遇機能の更なる強化
②	地域社会での定住先の確保を円滑に進めるための支援の充実
③	更生保護施設退所後の本人への訪問等による専門的・継続的な支援の拡大
2	保健医療・福祉サービスの利用の促進等のための取組
(1)	高齢者又は障害のある者等への支援等
①	方向性の記載なし
(2)	薬物依存の問題を抱える者への支援等
①	薬物依存の問題を抱える者等への相談支援や治療等に携わる人材・機関の更なる充実を図る。
②	刑事司法関係機関、地域社会の保健医療機関等の各関係機関が、“息の長い”支援を実施できるよう、連携体制を更に強化していく必要がある。
③	増加する大麻事犯者の再犯の防止等に向けた取組を迅速に進めていく必要がある。

施策の方向性	
④	薬物依存の問題を抱える者の回復過程においては、その他の精神疾患に陥る場合があることや、断薬に向けて治療等の継続と就労を並行して行うことが容易ではない場合があることを念頭に置いて、対応していく必要がある。
3	学校等と連携した修学支援の実施等のための取組
(1)	学校等と連携した修学支援の実施等
①	引き続き、矯正施設において、民間のノウハウやICTの活用などにより教科指導の充実を図る。
②	少年院出所後も一貫した修学支援を実施できるよう、矯正施設、保護観察所、学校等の関係機関の連携を強化していく必要がある。
③	非行が、修学からの離脱を助長し、又は復学を妨げる要因となっているとの指摘があることも踏まえ、非行防止に向けた取組を強化していく必要がある。
4	犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等のための取組
(1)	特性に応じた効果的な指導の実施等
①	「刑法等の一部を改正する法律」が成立し、今後、受刑者に対し、改善更生のために必要な作業と指導を柔軟に組み合わせるなどを受け、犯罪被害者等の視点も取り入れながら、個々の対象者の特性に応じた指導等を一層充実させていく必要がある。

施策の方向性	
5	民間協力者の活動の促進等のための取組
①	幅広い世代から多様な人材を確保することができる持続可能な保護司制度の構築に向けて、保護司組織の運営を含む保護司活動の支障となる要因の軽減等について検討を進め、保護司活動の基盤整備を一層推進していく必要がある。
6	地域による包摂を推進するための取組
①	国と地方公共団体が担う役割を具体的に明示することで、地方公共団体の取組を促進する。
②	地域社会における国・地方公共団体・民間協力者等による支援連携体制を更に強化していくこと。
7	再犯防止に向けた基盤の整備等のための取組
①	再犯の防止等の関係機関における業務のデジタル化を含めた体制の整備、施策の効果検証やその結果に基づく施策の見直し、再犯の防止等に関わる人材の育成や官民の関係者・関係機関の相互理解などの取組を更に進める必要がある。

第二次再犯防止推進計画の概要

施策		施策番号	備考	施策		施策番号	備考
第1	就労・住居の確保等を通じた自立支援のための取組				③ 治療・支援等を提供する保健医療機関等の充実及び円滑な利用の促進		修正
	1 就労の確保等				ア 薬物依存の問題を抱える者等に対応する専門医療機関等の拡充及びその円滑な利用の促進	38	修正
	① 職業適性の把握と就労につながる知識・技能等の習得				イ 自助グループ等の民間団体と共同した支援の強化	39	修正
	ア 職業適性の把握等	1			ウ 薬物依存症に関する知見を有する医療関係者の育成	40	
	イ 施設内から社会内への一貫した指導・支援スキームの確立	2	新規		エ 薬物依存症に関する知見を有する福祉専門職や心理専門職等の育成	41	修正
	ウ 就労に必要な基礎的能力等の習得に向けた処遇等	3			④ 薬物事犯者の再犯防止施策の効果検証及び効果的な方策の検討	42	修正
	エ 刑事施設における受刑者の特性に応じた刑務作業の充実等	4	修正	第3	学校等と連携した修学支援の実施等のための取組		
	オ 刑事施設における職業訓練等の充実	5	修正		1 学校等と連携した修学支援の実施等		
	カ 資格制限等の見直し	6			① 児童生徒の非行の未然防止等		
	② 就職に向けた相談・支援等の充実				ア 学校における適切な指導等の実施	43	
	ア 刑務所出所者等総合的就労支援を中心とした就労支援の充実	7			イ 地域における非行の未然防止等のための支援	44	
	イ 非行少年に対する就労支援	8			② 非行等による学校教育の中断の防止等		
	③ 協力雇用主の開拓・確保及びその活動に対する支援の充実		修正		ア 学校等と保護観察所が連携した支援等	45	
	ア 多様な業種の協力雇用主の確保	9	修正		イ 矯正施設と学校との連携による円滑な学びの継続に向けた取組の充実	46	
	イ 協力雇用主等に対する情報提供	10			ウ 矯正施設における高等学校卒業程度認定試験の指導体制の充実	47	
	ウ 協力雇用主の不安・負担の軽減	11			③ 学校や地域社会において再び学ぶための支援		
	エ 協力雇用主に関する情報の適切な共有	12			ア 学校や地域社会における修学支援	48	修正
	オ 国による雇用等の推進	13			イ 矯正施設・保護観察所職員と学校関係者の相互理解の促進等	49	新規
	④ 就労した者の離職の防止及び離職した者の再就職支援	14	修正	第4	犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等のための取組		
	⑤ 一般就労と福祉的就労の狭間にある者の就労の確保				1 特性に応じた効果的な指導の実施等		
	ア 障害者・生活困窮者等に対する就労支援の活用	15			① 刑事司法関係機関におけるアセスメント機能の強化と関係機関等が保有する情報の活用	50	修正
	イ 農福連携に取り組む企業・団体等やソーシャルビジネスとの連携	16	修正		② 特性に応じた指導等の充実		
	2 住居の確保等				i 性犯罪者・性非行少年に対する指導等		
	① 矯正施設在所中の生活環境の調整の充実				ア 性犯罪者等に対する効果的な指導等の実施	51	修正
	ア 矯正施設在所中の生活環境の調整の充実	17	修正		イ 子供を対象とする暴力的性犯罪をした者の再犯防止	52	
	イ 受刑者等の親族等に対する支援	18			ii ストーカー・DV加害者に対する指導等		
	② 更生保護施設等の機能の充実・一時的な居場所の確保				ア 被害者への接触防止のための措置	53	
	ア 更生保護施設の整備及び受入れ・処遇機能の充実	19	修正		イ ストーカー加害者等に対するカウンセリング等	54	
	イ 自立支援の中核的担い手としての更生保護施設等の事業の促進及び委託費構造の見直し	20	修正		iii 暴力団からの離脱、社会復帰に向けた指導等	55	修正
	ウ 自立準備ホームの確保と活用	21			iv 少年・若年者に対する可塑性に着目した指導等		
	③ 地域社会における定住先の確保				ア 刑事司法関係機関における指導体制の充実	56	
	ア 居住支援法人との連携の強化	22	新規		イ 関係機関と連携したきめ細かな支援等	57	
	イ 公営住宅への入居における特別な配慮	23			ウ 非行少年に対する立ち直り支援活動の充実	58	修正
	ウ 住居の提供者に対する継続的支援の実施	24			エ 保護者との関係を踏まえた指導等の充実	59	
	エ 満期釈放者等に対する支援情報の提供等の充実	25			v 女性の抱える困難に応じた指導等	60	修正
第2	保健医療・福祉サービスの利用の促進等のための取組				vi 発達上の課題を有する犯罪をした者等に対する指導等	61	
	1 高齢者又は障害のある者等への支援等				vii 各種指導プログラムの充実	62	
	① 関係機関における福祉的支援の実施体制等の充実				③ 犯罪被害者等の視点を取り入れた指導等	63	
	ア 刑事司法関係機関におけるアセスメント機能等の強化	26		第5	民間協力者の活動の促進等のための取組		修正
	イ 高齢者又は障害のある者等である受刑者等に対する指導	27			1 持続可能な保護司制度の確立とそのための保護司に対する支援		新規
	ウ 矯正施設、保護観察所、更生保護施設、地域生活定着支援センター、 地方公共団体等の多機関連携の強化等	28			① 持続可能な保護司制度の確立に向けた検討・試行	64	新規
	② 保健医療・福祉サービスの利用に関する地方公共団体等との連携の強化				② 保護司活動のデジタル化及びその基盤整備の推進	65	新規
	ア 保健医療・福祉サービスの利用に向けた手続の円滑化	29			③ 保護司適任者に係る情報収集及び保護司活動を体験する機会等の提供	66	修正
	イ 社会福祉施設等の協力の促進	30			④ 地方公共団体からの支援の確保	67	新規
	③ 被疑者等への支援を含む効果的な入口支援の実施	31	修正		⑤ 国内外への広報・啓発	68	新規
	④ 保健医療・福祉サービスの利用の促進等のための研修・体制の整備	32	修正		2 民間協力者（保護司を除く）の活動の促進		修正
	2 薬物依存の問題を抱える者への支援等		修正		① 民間ボランティアの活動に対する支援の充実		
	① 薬物乱用を未然に防止するための広報・啓発活動の充実	33	新規		ア 少年警察ボランティア等の活動に対する支援の充実	69	
	② 刑事司法関係機関等における効果的な指導の実施等				イ 更生保護ボランティアの活動に対する支援の充実	70	
	ア 再犯リスクを踏まえた効果的な指導等の実施	34			② 民間協力者との連携強化		新規
	イ 増加する大麻事犯に対応した処遇等の充実	35	新規		ア 地域の民間協力者の開拓及び一層の連携等	71	修正
	ウ 更生保護施設等による薬物依存回復処遇の充実	36			イ 弁護士・弁護士会との連携強化	72	新規
	エ 麻薬取締部が実施する薬物乱用防止対策事業の拡大	37	新規		ウ 犯罪をした者等に関する情報提供	73	

施策		施策番号	備考	施策		施策番号	備考
	③ 民間の団体等の創意と工夫による再犯防止活動の促進	74		4	相談できる場所の充実		新規
	④ 民間協力者の確保及びその活動に関する広報の充実			①	刑執行終了者等に対する援助の充実	86	新規
	ア 民間協力者の活動に関する広報の充実	75		②	更生保護施設による訪問支援事業の拡充	87	新規
	イ 民間協力者に対する表彰	76		第7	再犯防止に向けた基盤の整備等のための取組		修正
第6	地域による包摂を推進するための取組			1	再犯防止に向けた基盤の整備等		
	1 地方公共団体との連携強化等			①	関係機関における人的・物的体制の整備		修正
	(1) 国と地方公共団体の役割		新規	ア	関係機関における人的体制の整備	88	
	① 国の役割			イ	関係機関の職員等に対する研修の充実等	89	
	② 都道府県の役割			ウ	矯正施設の環境整備	90	
	市区町村の役割			②	業務のデジタル化、効果検証の充実等		新規
	③ 保健医療・福祉等の各種行政サービスを必要とする犯罪をした者等、とりわけこれらのサービスへのアクセスが困難である者や複合的な課題を抱える者が、地域住民の一員として地域で安定して生活できるよう、地域住民に最も身近な基礎自治体として、適切にサービスを提供するよう努める。 また、立ち直りを決意した人を受け入れていくことができる地域社会づくりを担うことが期待されている。			ア	矯正行政・更生保護行政のデジタル化とデータ活用による処遇等の充実のための基盤整備	91	新規
				イ	再犯状況の把握と効果的な処遇の実施に向けた一層の情報連携と高度利活用	92	新規
				ウ	再犯防止施策の効果検証の充実と検証結果等を踏まえた施策の推進	93	新規
				③	再犯防止関係者の人材育成等	94	新規
	(2) 具体的施策			④	広報・啓発活動の推進		
	① 地方公共団体による再犯の防止等の推進に向けた取組の支援			ア	啓発事業等の実施	95	
	市区町村による再犯の防止等の推進に向けた取組の促進			イ	法教育の充実	96	
	法務省は、市区町村が、犯罪をした者等の個々のニーズに応じた伴走型支援を実施するなどして、前記の役割を十全に果たすことができるよう、都道府県とも連携しつつ、市区町村と刑事司法関係機関との連携体制を構築し、犯罪をした者等が必要な行政サービスを受けられるための市区町村に対するつなぎや情報の提供、行政サービスにつながった後の助言等の必要な支援を行う。また、市区町村に対し、行政サービスの提供に当たっては、重層的支援体制整備事業における相談支援や支援会議、基幹相談支援センターによる相談等の活用が考えられることを周知する。 さらに、矯正施設が所在する市区町村等と連携協力し、再犯防止にも地方創生にも資する取組を一層推進する。	77	新規				
	イ 都道府県による再犯の防止等の推進に向けた取組の促進	78	新規				
	② 地方再犯防止推進計画の策定等の支援	79	修正				
	③ 地方公共団体との連携の強化						
	犯罪をした者等の支援等に必要な情報の提供						
	法務省は、地方公共団体における再犯の防止等に関する施策の企画・立案及び評価等に資するよう、各府省の協力を得て、国における再犯の防止等に関する施策についての情報や関連する統計情報を適切に提供するとともに、市区町村単位の統計情報の把握・提供方法について早期に検討し、その提供を実現する。 また、法務省は、地方公共団体が犯罪をした者等に対する支援等を行うために必要な犯罪をした者等の個人に関する情報等について、それらの情報を提供するための方策を検討した上で、個人情報等の適正な取扱いを確保しつつ、適切に提供する。	80	修正				
	再犯の防止等の推進に関する知見等の提供及び地方公共団体間の情報共有等の推進						
	法務省は、地方公共団体に対して、犯罪をした者等に対する専門的な指導・支援等に関する調査研究等の成果を提供するほか、矯正官署、保護観察所等の刑事司法関係機関の職員を地方公共団体の職員研修等へ講師として派遣するなど、再犯の防止等に関する知見を提供する。また、協議会の開催等を通じ、先進的な取組や好事例、課題等について各地方公共団体間での共有を図る。	81	修正				
	ウ 地域のネットワークにおける取組の支援	82					
	2 支援の連携強化						
	① 更生保護に関する地域援助の推進	83	新規				
	② 更生保護地域連携拠点事業の充実等	84	新規				
	③ 法務少年支援センターにおける地域援助の充実	85	新規				